2の表一般会計の項中

市街地防災事業費	助都市防災推進事業費補

を

市街地防災事業費	助都市防災推進事業費補
進災害対策等緊急事業推	

に、

都市公園防災事業費	助都市公園防災事業費補	1の表に掲げるものを除く。
北海道開発事業費		

を

都市公園防災事業費	助都市公園防災事業費補	1の表に掲げるものを除く。
北海道開発事業費		
進災害対策等緊急事業推	費補助都市公園災害対策事業	

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○中国地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十七日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号及び九号

(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長
一下関市乃木浜町一丁目一五二〇番一から同市亀浜町八関門橋〇二番七まで	後前	二一〇・〇四メートル 五五・〇〇メートル	一一キロメートル 四四五メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十七日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び九号	下関市乃木浜町一丁目一五三四番一から同市亀浜町八関門橋〇二番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月二十七日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２３７号

岐阜県可児市清水ヶ丘６―47、住民票上の住所愛知県犬山市大字前原字向屋敷95番地99
債務者　庄村　和子

1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　浩史
4　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５３号

秋田県大館市釈迦内字屋布後49番地
債務者　小松　慶浩

1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小津　充人
4　破産債権の届出期間　平成23年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２２５号

大津市晴嵐１丁目２番15号、前住所沖縄県那覇市上之屋１丁目10番８―1005号メゾン高倉上之屋
債務者　山田　利一

1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　肱岡　勇夫
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２６号

大津市晴嵐１丁目２番15号、前住所沖縄県那覇市上之屋１丁目10番８―1005号メゾン高倉上之屋
債務者　山田マサ子

1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　肱岡　勇夫
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４４号

大津市唐崎４丁目15番20号
債務者　佐治　寿彦

1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　公人
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７６号

大津市日吉台１丁目12番８号
債務者　大橋　恵子

1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　宏行
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所民事部